

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか?

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいます。

国民年金には、ご本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間(納付月数480月まで)、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度 O&A

O. 任意加入に条件はありますか?=

- A. 次の①~④のすべての条件を満たす方です。
 - ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
 - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
 - ④ 厚生年金保険に加入していない方
 - ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。
 - ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

O. 任意加入によるメリットはありますか? —

A. ● 65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。詳しくは、裏面をご覧ください。

● 万が一の際にも備えられます。

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害 基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

●長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

65 歳から年金を受け取った場合、75.1 歳 * で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

詳しくは、裏面の「年金増加額の例」をご覧ください。

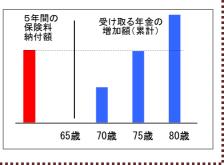
- ※ 5年間保険料を納付した場合で算出。
- ●納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

年金増加額の例

5年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。

(平成29年度の保険料額、年金額で計算しています。)

- ●5年間の保険料納付額(総額) ……989,400円
- ●65歳から受け取る年金の増加額
 - ・70歳……約 487,000円(5年間の総額)
 - ・75歳……約 974,000円(10年間の総額)
 - ・80歳……約1,461,000円(15年間の総額)



Q. 毎月の保険料はいくらになりますか? =

A. 国民年金の保険料は、月額 16,490 円 (平成 29 年度) です。

保険料の納付方法は口座振替になります。

また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです!

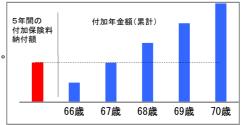
毎月の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数 × 200円」で計算します。

- ●60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合
 - ・5年間の付加保険料納付額(総額)… 24,000円(60月 × 400円)
 - ・付加年金額(年額) ············· 12,000円(60月 × 200円)

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

- ※平成29年度の保険料額、年金額で計算しています。
- ※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。 詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。



Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか?

A. ご本人がお住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。

- ●年金手帳または基礎年金番号通知書
- ●預貯金等通帳、印かん(金融機関届出印)

なお、加入日は申出を行った日です。

ご不明な点は、お住まいの市(区)役所または町村役場(国民年金の担当)、 もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp/

国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表

(平成29年度ベース)

(単位:円)

加入月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)
1	16,490	1,624	21	346,290	34,094	41	676,090	66,565
2	32,980	3,247	22	362,780	35,718	42	692,580	68,189
3	49,470	4,871	23	379,270	37,341	43	709,070	69,812
4	65,960	6,494	24	395,760	38,965	44	725,560	71,436
5	82,450	8,118	25	412,250	40,589	45	742,050	73,059
6	98,940	9,741	26	428,740	42,212	46	758,540	74,683
7	115,430	11,365	27	445,230	43,836	47	775,030	76,306
8	131,920	12,988	28	461,720	45,459	48	791,520	77,930
9	148,410	14,612	29	478,210	47,083	49	808,010	79,554
10	164,900	16,235	30	494,700	48,706	50	824,500	81,177
11	181,390	17,859	31	511,190	50,330	51	840,990	82,801
12	197,880	19,482	32	527,680	51,953	52	857,480	84,424
13	214,370	21,106	33	544,170	53,577	53	873,970	86,048
14	230,860	22,730	34	560,660	55,200	54	890,460	87,671
15	247,350	24,353	35	577,150	56,824	55	906,950	89,295
16	263,840	25,977	36	593,640	58,447	56	923,440	90,918
17	280,330	27,600	37	610,130	60,071	57	939,930	92,542
18	296,820	29,224	38	626,620	61,695	58	956,420	94,165
19	313,310	30,847	39	643,110	63,318	59	972,910	95,789
20	329,800	32,471	40	659,600	64,942	60	989,400	97,412

- (注1): 保険料は、16,490円(平成29年度の月額)に任意加入月数を掛けて算出しています。 なお、平成17年度から平成29年度まで、保険料は毎年度引き上げられる予定ですが、 この表ではその引き上げ予定分を見込んでいません。ご注意ください。
- (注 2): 年金増加額は、平成 29 年度の老齢基礎年金額 779,300 円を 480 月で割って、さらに 任意加入月数を掛けて算出しています。
 - ※0.5 円未満は切り捨て、0.5 円以上は1円単位に切り上げしています。

【例】任意加入月数が24月の場合

779,300 円 ÷ 480 月 × 24 月 = 38,964.9 円(1 円未満が 0.5 円以上なので切り上げ) = 38,965 円

